

令和9年度助成事業概要

事業名		分野	事業実施者							会場	助成措置			申請期限
			地方公共団体			指定管理者		特定公益法人 (※)	実行委員会等		助成率	助成額の上限 (1年ごとの金額)	対象期間	
			都道府県	政令指定都市	市区町村	特定指定 管理者 (※)	一般指定 管理者 (※)							
地域の文化・芸術活動助成事業	[1]創造プログラム (一般分)	音楽 演劇 ダンス 伝統芸能 美術 等	○	○	○	○	○	○	○	原則として、 当該申請団体の 区域内に所在 する公立文化 施設	1/2以内	1,000万円	2年 もしくは3年	令和8年 9月30日 (水) 必着
	創造プログラム (企画制作力向上特別分)				×	都道府県・政令指定都市に係る指定管理者、 特定公益法人、実行委員会等			○				1年間	
	創造プログラム (地域課題対処特別分)				○	○	○	○	○				2年 もしくは3年	
	[2]連携プログラム	連絡調整事業			○	○	○	○	○	原則として、 当該申請団体の 区域内に所在 する公立文化 施設	2/3以内	500万円	1年間	
												※連携する事業 全体で 3,000万円	事業前年 1年間	
												100万円		
[3]研修プログラム		2/3以内	200万円	1年間										
[4]公立文化施設活性化 計画プログラム			2/3以内	200万円	2年以内									
地域伝統芸能等 保存事業	[1]映像記録保存事業	地域伝統 芸能等	×	○	○	×	×	×	×		2/3以内	200万円	1年間	
	[2]保存・継承活動支援事業										1/2以内	30万円		

※ 特定指定管理者とは、地方公共団体が1/2以上出資している公益財団法人等で指定管理者の指定を受けているものをいう。
一般指定管理者とは、上記以外の指定管理者をいう。
特定公益法人とは、地方公共団体が1/2以上出資している公益財団法人等で地域創造が特に認めたものをいう。

注1 設置者である地方公共団体の長の副申書を添付
注2 設置者である地方公共団体の予算を経由して間接的に助成
注3 地方公共団体が実行委員会等に対して負担する額を助成対象